




船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和2年11月17日 昼ごろ
発生場所	不明（京都府舞鶴市冠 ^{かんむり} 島東方沖）
事故の概要	プレジャーボート ^{スズファイブ} SUZUVは、釣りをを行う目的で出港後、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和2年11月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート SUZUV、3.8トン 251-20884 京都、個人所有 7.07m (Lr) × 2.83m × 1.47m、軽合金 ディーゼル機関、124.30kW、平成22年4月
乗組員等に関する情報	船長 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年1月20日 免許証交付日 平成29年2月1日 (令和4年3月22日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 0.8m、水温 約20℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをを行う目的で、舞鶴市所在のマリーナにおいて、17時に帰航する旨を出艇告知板に記載し、令和2年11月17日10時00分ごろ同マリーナを出航した。 所属するマリーナの担当者は、船長が17時になっても帰航しなかったため、船長の家族に連絡した後、18時00分ごろ海上保安庁に本船が帰航しない旨を通報した。 海上保安庁は、航空機及び巡視艇による捜索を行い、巡視艇の乗員が、20時15分ごろ冠島東方1.1海里（M）付近で、無灯火で錨泊している無人状態の本船を、18日08時45分ごろ冠島東方5.4M付近で、うつ伏せ状態で漂流している船長をそれぞれ発見した。

	<p>船長は、巡視艇に收容され、病院に搬送されたものの、同病院の医師により死亡が確認され、死因が短時間での溺死であり、死亡推定時刻が11月17日昼ごろと検案された。</p> <p>本船は、所属するマリーナの船により、同マリーナにえい航された。（写真1参照）</p>  <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成2年8月ごろに所属するマリーナの会員となり、専ら冠島の周辺で釣りを行っていた。</p> <p>船長は、事前にインターネットで気象及び海象情報を入手しており、自宅を出発する際、ふだんの様子と変わりなく、健康状態も良好に見えた。</p> <p>船長は、発見された際、首掛け型の自動膨張式救命胴衣、ベスト、厚手のシャツ、ズボンを着用し、スニーカーを履いていた。</p> <p>本船は、発見された際、他船と衝突したような痕跡は見られず、船室内に船長が持参した手つかずの弁当及び非防水型の携帯電話が置かれ、船首部にあるロープロッカーのハッチが開いたままとなっており、後部甲板上に魚が入ったバケツ1個と数匹の魚が残され、左舷後部舷縁のロッドホルダーに取り付けられた釣り竿から釣り糸が海中に伸びている状態であった。（写真2、写真3参照）</p> <p>本船は、縄ばしご等を備え付けていなかった。</p>  <p style="text-align: center;">写真2 ロープロッカーのハッチの状況（再現）</p>  <p style="text-align: center;">写真3 左舷後部舷縁に取り付けられた釣り竿の状況（再現）</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>船長は、本船に1人で乗り組み、17日10時00分ごろ所属するマリーナを出航し、医師が検案を行った結果、死亡推定時刻が昼ごろとされたことから、この間において、落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が冠島東方沖に錨泊した状態で発見され、左舷後部舷縁に取り付けられた釣り竿から釣り糸が海中に延びている状態であったことから、同島東方沖に錨泊した後、釣り中に落水したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、冠島東方沖において、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶に乗船して釣りをを行うときは、落水防止に努めること。 ・ 乗船中は、防水パックに入れた携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。 ・ 小型船舶操縦者は、落水時、船に戻るための縄ばしご等を装備しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

